

南あわじ市商工会ホームページ広告掲載取扱要領

平成 19 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、南あわじ市商工会（以下「商工会」という。）がインターネット上に公開している大好き!!淡路島@淡路島ポータルサイトへの広告掲載について、南あわじ市商工会広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載期間)

第 3 条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とする。

- 2 広告の掲載開始日及び終了日は、申込者と南あわじ市商工会長（以下「会長」という。）の同意の元に定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第 4 条 広告を掲載する位置は、申込者の希望位置とするが、同箇所の広告に複数の事務所の希望がある場合は、契約順で決定する。

- 2 広告掲載枠数は、Wサイズ、Mサイズとする。

(広告の規格及び表現)

第 5 条 広告は静止画像または、動画又はアニメーションとする。ただし、ホームページの動作環境に支障をきたすと判断した場合はこの通りではない。

- 2 広告規格・掲載料は次のとおりとする。

形式	サイズ	容 量	ファイル形式	掲載料
Wサイズ	縦 60×横 380 ピクセル	15KB	GIF、JPEG、PNG	1ヶ月 10,000 円
Mサイズ	縦 60×横 170 ピクセル	8KB	GIF、JPEG、PNG	1ヶ月 5,000 円

(広告掲載の申込み)

第 6 条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告掲載申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申込に対し、必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 会長は、申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、ホームページ
広告掲載決定を申込者に通知するものとする。

2 会長は、広告の掲載を適当と認める申込者が広告掲載枠数を超える時は、次に掲
げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込がある場合は、
広告掲載期間が同一の場合は、広告掲載を希望する月数が多いものを優先するも
のとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

- (1) 商工会会員の事業所のもの
- (2) 私企業又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (3) その他私企業又は自営業者等

(広告主の届出義務)

第8条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に連絡しなければ
ならない。

- (1) 広告等の内容を変更するとき
- (2) 申込書又は添付書類の内容に変更があったとき。
- (3) 広告のリンク先のウェブサイトにて障等の問題が発生したとき。

(広告掲載料の納付)

第9条 申込者は、広告掲載申込書を提出する際、翌月1日までに預金口座引落依頼書を
提出しなければならない。

2 広告掲載料の納付日は毎月15日とし、納付方法については口座引落しとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 納付した広告掲載料は返還しないものとする。

第11条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。